

下請事業者の皆さま、ご安心ください。

中小企業をイジめるような 無理な取引は見逃しません！

たとえば、そのお困りごと

休日労働が心配な事業者のBさん

納期までの期間が短すぎて、休日に作業させるしかない…
でも、受注単価は据え置きか……

予定どおりに請負代金を払ってもらえない…
従業員に賃金を払えなくなるかも……



賃金の支払に困る事業者のAさん



下請取引が原因ではありませんか？



以下のような行為は「下請法」(*)で禁止されています！

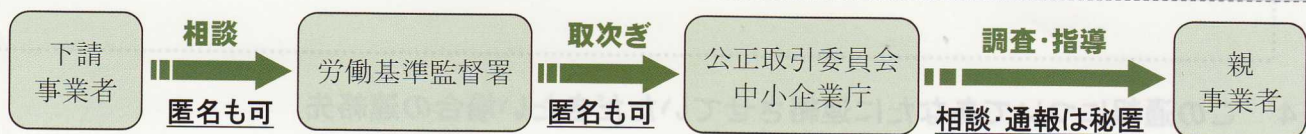
(*)下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)

- 買ったとき
- 不当な給付内容の変更・やり直し
- 下請代金の減額
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 商品の受領拒否
- 裏面の「項目3」もご参照ください。



親事業者による下請法違反が疑われる場合には…

- 労働基準監督署**では、ご相談への対応だけでなく、下請法違反を調査している**公正取引委員会・中小企業庁**へ**ご相談の取次ぎ**を行っています(下図参照)。
- お困りの場合は、①②いずれかの方法でお知らせください。
 - ① 管轄の労働基準監督署にご相談ください。
 - ② 裏面のシートにご記入のうえ、FAX又は郵送してください。
※シートは匿名でお送りいただくことも可能です。



- 労働基準監督署から公正取引委員会・中小企業庁への取次ぎは、**下請事業者名を匿名とすることも可能です。**
- 公正取引委員会・中小企業庁が親事業者に調査を行う場合、**ご相談があったことは明かしません。**

▶ 公正取引委員会及び中小企業庁では、インターネットによる下請法の違反の申告も受け付けています。

<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/cyuishitauke.html>

<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>

送信先の労働基準監督署はこちら→

下請取引に関する確認シート

1 あなたの会社について

- ・会社名 _____ (代表者)
- ・所在地 〒 _____
- ・連絡先 (電話番号) _____ () _____
- ・資本金 _____ 万円 **【記入必須】**
- ・通報の対象となる親会社からあなたの会社が委託されている仕事（該当するものに○）**【記入必須】**
 - ① 製造委託 ② 修理委託 ③ ソフトウェアやデザインなど情報成果物作成委託
 - ④ 運送やビルメンテナンスなど役務提供委託 ⑤ その他

2 通報の対象となる親会社（下請法で規定する「親事業者」）について **【記入必須】**

- ・会社名 _____ 本店 支店 営業所 工場
※通報の対象となる親会社の会社名が未記入の場合には通報として受理できません。
- ・所在地 〒 _____

3 あなたの会社の「お困りごと」の内容について **【記入必須】**

- 買ったとき
(例) 納期を一方的に短縮され、そのために増加する費用（残業代や作業員の増員等）について協議に応じてもらえず、下請代金を当初の単価に据え置かれた。など
- 下請代金の減額
(例) 当方に責任がないのに、あらかじめ決められた下請代金を値引き（減額）された。消費税相当額を支払ってもらえなかった。など
- 不当な給付内容の変更、やり直し
(例) 受領した後にやり直しや追加作業を行わされたが、その作業に要した費用を負担してもらえなかった。など
- 受領拒否
(例) 当方に責任がないのに、商品の発注を受けたあとに、その商品の受領を拒否された。など
- 不当な経済上の利益の提供要請
(例) 親会社のために、金銭（例：協賛金）や労働力（例：応援店員）などを提供させられた。など

チェックを付けた「お困りごと」の内容について、時期や状況などを具体的に記載してください。

4 この通報についてあなたに連絡させていただきたい場合の連絡先

- ・氏名 _____
- ・連絡先 (電話番号) _____ () _____
- ・親会社に対して調査を行うとき、あなたの会社から通報があったことを明らかにすることについて **【記入必須】**
 - 明らかにしないでほしい（匿名希望）
 - 明らかにしてもよい